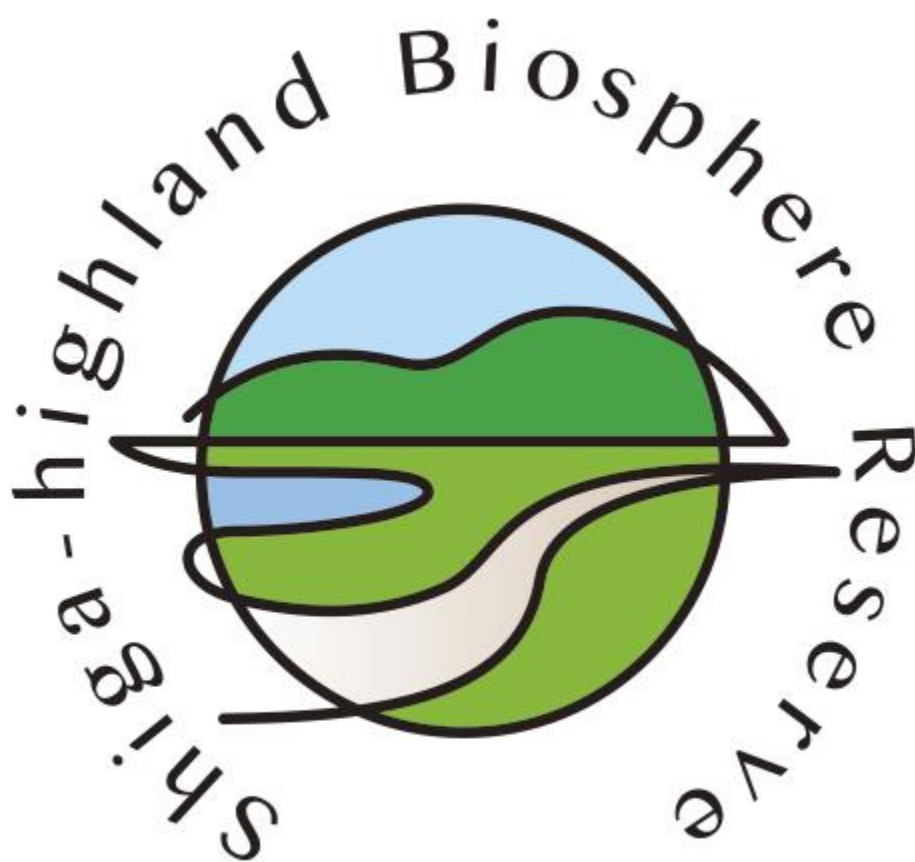


志賀高原ユネスコエコパーク オリジナルロゴマーク 利用マニュアル



※核心地である志賀山、四十八池、遊歩道（木道）の風景をデザイン

このマニュアルは、平成27年4月1日より施行
令和4年4月1日改正

■志賀高原ユネスコエコパーク オリジナルロゴの取り扱い趣旨

ユネスコエコパークの理念に基づき、志賀高原ユネスコエコパーク内で活動するために利用するオリジナルロゴについて、関係する皆さんに積極的に利用していただくため、利用方法の手引きと注意事項を以下のとおりとします。

ロゴは志賀高原ユネスコエコパーク協議会に帰属（登録商標）しますが、志賀高原ユネスコエコパークのイメージに統一性を持たせ、効果を上げるためにも手引きに従って利用してください。なお、次の(1)～(6)に該当する場合は使用できませんのでご注意ください。

- (1) 志賀高原ユネスコエコパークの信用や品位を損なうような使用をする場合
- (2) 選挙活動や布教活動に関連した使用をする場合
- (3) 自己の商標や意匠にするなど独占的に使用する場合
- (4) 申請者若しくは申請団体の構成員が暴力団員等であることが判明した場合
- (5) 日本ユネスコ国内委員会等、上部組織より使用中止の勧告があった場合
- (6) その他、著しく不適当と認められる場合

なお、上記に該当しロゴの使用ができなかったことにより申請者及び第三者等に損害が発生した場合は、申請者が一切の責任を負う。

■申請から利用まで

【1. 使用媒体】

- A** 新聞、雑誌、チラシ、パンフレット、ホームページ、名刺等での広告および広報（ただし、ユネスコエコパークの活動・エリア紹介をするものに限る）
- B** 記念式典等、催事での掲示（ユネスコエコパークの理念に沿った催事等に限る）
- C** セミナー等での掲示（地域説明会、環境学習、ガイドトレッキング、野外授業など）
- D** 農林水産物の商品パッケージ（ただし、生産地保証としての利用としユネスコエコパーク指定エリア内で生産された農林水産物に限る※1※2）
- E** 広告用グッズ（ピンバッジ、タオル、容器包装類 等）で無償配布または、原価率がおおむね 60%～100%での小売り販売
- F** A～E 以外で志賀高原ユネスコエコパーク協議会が認めるもの

※1 同一行政区域内であってもユネスコエコパークに指定されるエリア以外で生産された生産物には使用しないこと

※2 農林水産物加工品にあつては主原料（原則として含有率 50%以上）が指定エリア内の生産物であることが証明できること

【2. 使用申請】

- ① 前項 1. 使用媒体の **A** から **C** については、使用者は管轄行政区域のユネスコエコパーク協議会担当行政部署へ申請し当該部署の許可を受けること

なお、申請様式については当該部署の規定による

- ② 前項 1. **使用媒体の D** については、使用者が管轄行政区域のユネスコエコパーク協議会担当行政部署へ申請する。

申請を受けた窓口は、関係町村の機関と別途審査会を設け審議し、同一農林水産物を主産業（農林センサス等で生産上位のもの）としている他町村と十分協議し同意を得たうえ、可否を決定する。

なお、審査会については別途定める。

- ③ 前項 1. **使用媒体の E** については、申請様式 1 に必要事項を記入の上、使用者が管轄行政区域のユネスコエコパーク協議会担当行政部署へ申請し、許可を受けること

有償で販売する場合は対象物品の原価と売価に関する証拠書類を申請書に添付すること

- ④ 前項 1. **使用媒体の F** については、管轄行政区域のユネスコエコパーク協議会担当行政部署を経由しユネスコエコパーク協議会事務局（山ノ内町）に必要書類を提出する。事務局は、委員ほか、関係機関と協議の上、使用の可否を決定する

【3. 利用実態記録】

- ① ロゴマークの利用申請を受けた担当の行政部署は、許可にかかる記録を保存し、様式 2 により毎年 3 月末にユネスコエコパーク協議会事務局（山ノ内町）へ報告する
- ② ユネスコエコパーク協議会事務局は、①で取りまとめた使用記録を、当該協議会員に通知する

(様式1)

第 年 月 号 日

志賀高原ユネスコエコパーク協議会
(町村担当部署あて)

申請者

志賀高原ユネスコエコパーク ロゴの使用について (依頼)

標記の件について、下記のとおり志賀高原ユネスコエコパーク ロゴの使用許可を得たいので、利用マニュアルを熟知したうえ、関係書類を添付して申請します。

記

1. ロゴマークの使用対象物及び目的

使用対象物：

目的：

2. 使用期間 (印刷物の場合は配布予定期間)

(許可日) ～ 年 月 日

3. ロゴマーク使用対象物が配布・掲示される場所

4. 遵守事項

- (1) ロゴマーク使用については、使用申請者 (団体) が一切の責任を負うこと。
- (2) 使用対象物の配布及び掲示に係る経費はすべて使用者側が負担すること。
- (3) 使用対象物が完成次第、速やかに当該対象物を写真に収め1部を提出すること。
- (4) 対象物の作成にあたり、許可した趣旨に反すると認められる場合には、志賀高原ユネスコエコパーク協議会からの是正勧告に従うこと。
- (5) 対象物の内容が申請と著しく異なる場合、志賀高原ユネスコエコパークの信用を傷つける行為を行った場合及び(4)の勧告に従わなかった場合には、許可を取消されても異議申し立てしないこと。

5. 申請担当者

6. 添付書類

- ・ロゴマーク使用対象物の内容を示す書類 (印刷原稿等)

次の内容を確認の上、□にレを記入して誓約をお願いします。

- ☐ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (以下「暴力団等」という。)には該当しません。

※事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、県警察本部に照会する場合があります。なお、この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

志賀高原ユネスコエコパーク協議会

志賀高原ユネスコエコパーク協議会
(町村担当部署あて)

申請者

志賀高原ユネスコエコパーク ロゴの使用について(依頼)

標記の件について、下記のとおり志賀高原ユネスコエコパーク ロゴの使用許可を得たいので、利用マニュアルを熟知したうえ、関係書類を添付して申請します。

記

1. ロゴマークの使用対象物及び目的

使用対象物：

目的：

2. 使用期間(印刷物の場合は配布予定期間)

(許可日) ～ 年 月 日

3. ロゴマーク使用対象物が配布・掲示される場所

4. 遵守事項

- (1) ロゴマーク使用については、使用申請者(団体)が一切の責任を負うこと。
- (2) 使用対象物の配布及び掲示に係る経費はすべて使用者側が負担すること。
- (3) 使用対象物が完成次第、速やかに当該対象物を写真に収め1部を提出すること。
- (4) 使用対象物に対する問い合わせ、クレーム等の処理については申請者の責任において対応する
- (5) 対象物の作成にあたり、許可した趣旨に反すると認められる場合には、志賀高原ユネスコエコパーク協議会からの是正勧告に従うこと。
- (6) 対象物の内容が申請と著しく異なる場合、志賀高原ユネスコエコパークの信用を傷つける行為を行った場合及び(5)の勧告に従わなかった場合には、申請者にかかる全ての許可を取消、以降の申請の不受理をされても異議申し立てしないこと。

5. 申請担当者

6. 添付書類

- ・関係町村との協議内容を証する書面
- ・ロゴマーク使用対象物の内容を示す書類(印刷原稿等)

次の内容を確認の上、□にレを記入して誓約をお願いします。

- ☐ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。)には該当しません。

※事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、県警察本部に照会する場合があります。なお、この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

(様式1－2)

第 年 月 日 号

申 請 者 様

志賀高原ユネスコエコパーク協議会
(町村担当部署)

志賀高原ユネスコエコパーク ロゴの使用について (回答)

年 月 日付け で申請のありました標記のことについて、下記のとおり許可いたします。

記

1. ロゴマークの使用対象物及び目的

使用対象物：

目的：

2. 使用期間 (印刷物の場合は配布予定期間)

(許可日) ～ 年 月 日

3. ロゴマーク使用対象物が配布・掲示される場所

4. 遵守事項

- (1) ロゴマーク使用については、使用申請者(団体)が一切の責任を負うこと。
- (2) 使用対象物の配布及び掲示に係る経費はすべて使用者側が負担すること。
- (3) 使用対象物が完成次第、速やかに当該対象物を写真に収め1部を提出すること。
- (4) 対象物の作成にあたり、許可した趣旨に反すると認められる場合には、志賀高原ユネスコエコパーク協議会からの是正勧告に従うこと。
- (5) 対象物の内容が申請と著しく異なる場合、志賀高原ユネスコエコパークの信用を傷つける行為を行った場合及び(4)の勧告に従わなかった場合には、許可を取消されても異議申し立てしないこと。
- (6) ロゴの使用中止勧告等により申請者及び第三者等に損害が発生した場合は、申請者が一切の責任を負うこと。

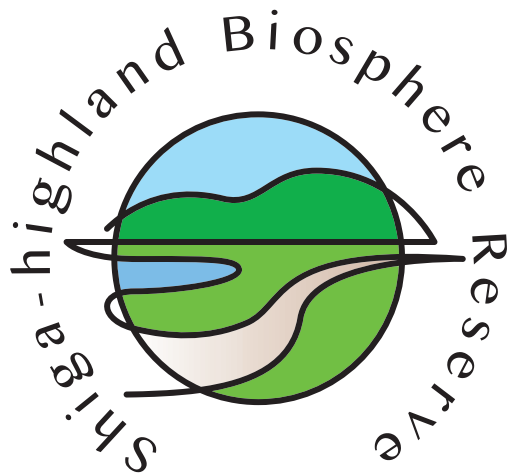
(様式2)

申請日	許可日	許可期間	申請者	申請内容（使用媒体）	備考
・ ・	・ ・	～ ・ ・			
・ ・	・ ・	～ ・ ・			
・ ・	・ ・	～ ・ ・			
・ ・	・ ・	～ ・ ・			
・ ・	・ ・	～ ・ ・			
・ ・	・ ・	～ ・ ・			
・ ・	・ ・	～ ・ ・			
・ ・	・ ・	～ ・ ・			
・ ・	・ ・	～ ・ ・			
・ ・	・ ・	～ ・ ・			

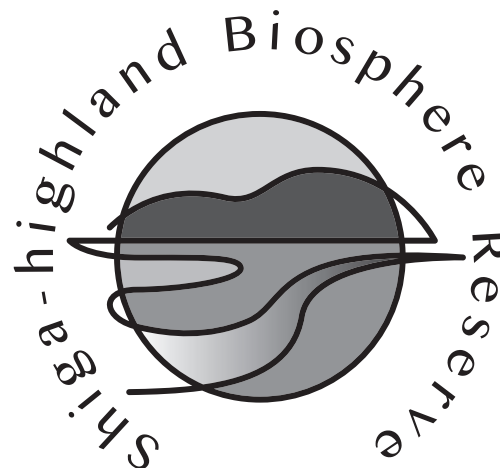
デザインコンセプト

木道の架かる四十八池湿原越しに志賀山を望む、志賀高原ユネスコエコパークの雄大な風景をモチーフにしています

基本型

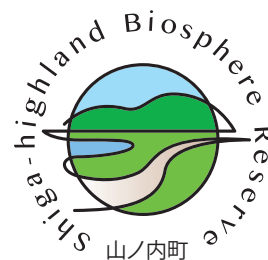


カラー



モノクロ

使用例



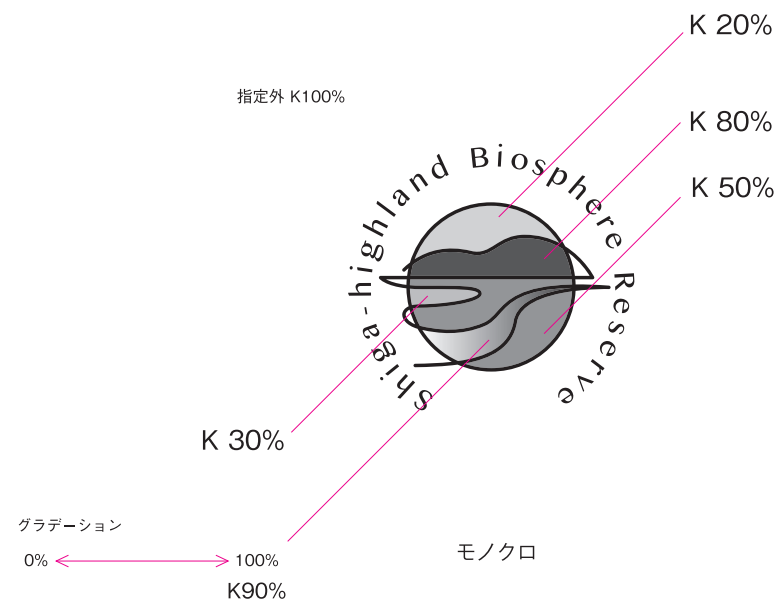
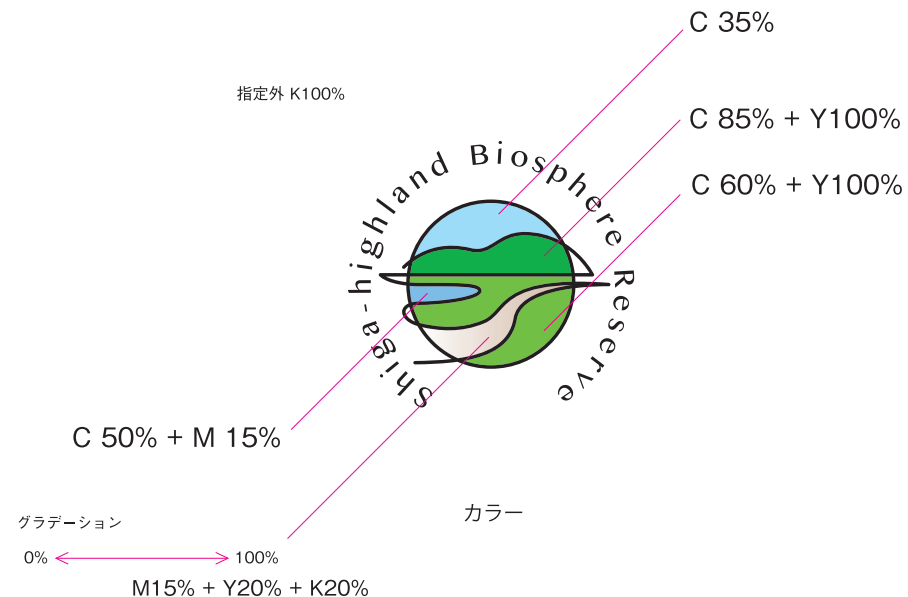
ロゴに併記できる文字

- 「志賀高原ユネスコエコパーク」
- 志賀高原ユネスコエコパーク協議会の構成団体名
(長野県、群馬県 等)
- 志賀高原ユネスコエコパーク指定地の地名
(志賀高原、白根山、湯田中、山田温泉 等)

※上記以外の企業名、商品名 等の併記は不可とする

志賀高原ユネスコエコパーク協議会

色指定

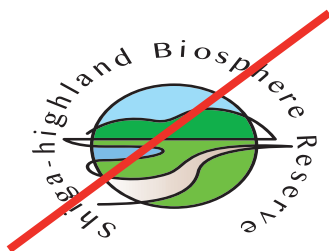


背景が濃い場合、白マドを配して使用。マドのサイズは適宜

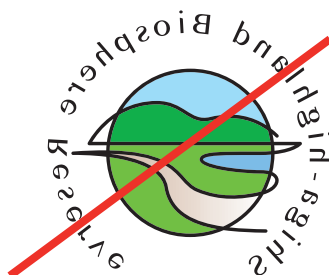


使用上の禁止例

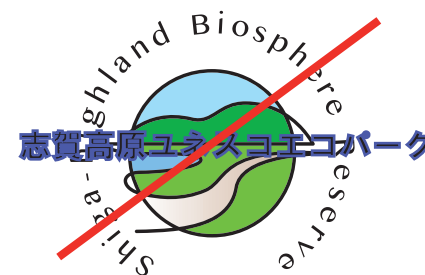
●変形させない



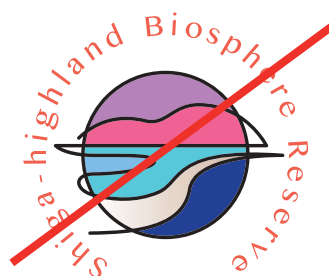
●左右反転



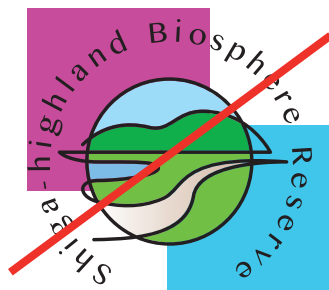
●ロゴに他の文字を重ねない



●指定色以外の使用



●他の図形と組み合わせない

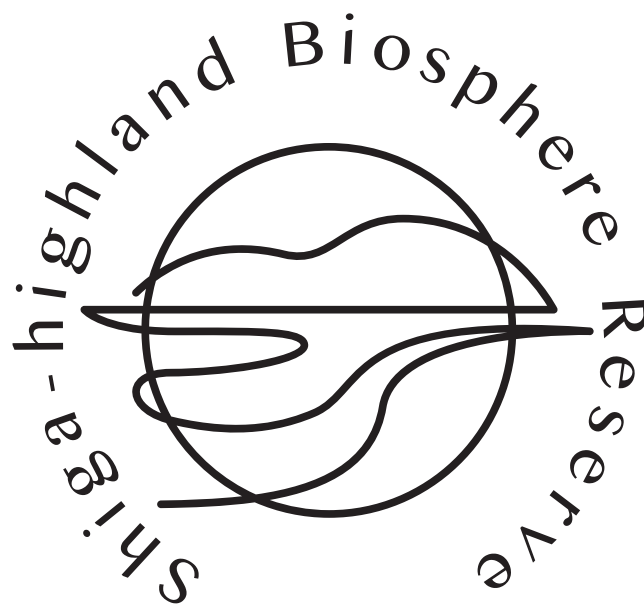


●最小縮小サイズ＝左右15mm



アウトラインタイプ

印刷対象の性質上、グラデーション及び色表現が困難な場合など、やむを得ない場合は黒色（K 100%）のアウトラインを使用することができる。



ロゴマーク申請の流れ

使用する対象は
どんなものですか

- A: チラシ、広報、名刺など
- B: 式典、催事などでの掲示
- C: セミナー、学習会などでの掲示
- D: 農林水産物へのパッケージ
- E: ピンバッジなど広告用グッズ
- F: A～E 以外

申請先: 各町村の事務局あて

1. 様式1により、ロゴマーク使用申請を行います。
例: 高山村内でロゴ使用をする場合、高山村の事務局へ申請
2. Eの申請で有償物品での使用の際は原価と売価に関する証拠書類を添付します。

各町村の事務局が許認可

申請先: 各町村の事務局あて

1. 申請様式1-1により、ロゴマーク使用申請を行います。
例: 高山村内でロゴ使用をする場合、高山村の事務局へ申請
2. 申請を受けた事務局は、申請物件に関連する関係機関と、別途審査会を設置し審議します。
3. 申請者は、必要に応じて産地を証明する資料、原材料の配分等の資料を提出します。

申請先: 各町村の事務局あて

1. 必要書類を、各町村の事務局を經由し協議会事務局(山ノ内町)へ提出します。
例: 高山村内でロゴ使用をする場合、高山村の事務局へ申請
2. 協議会事務局は協議会委員の他、関係機関と審査会を設置し、審議します。

審議会の
結果を基に、
各町村の
事務局が
許認可